

【修正資料】  
資料 15

成年年齢引下げに対応する  
若年者への消費者教育の推進に向けた緊急提言

本年 6 月 20 日、成年年齢を 18 歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が公布され、2022 年 4 月 1 日から施行される。

本法施行後は、18 歳、19 歳の若年者は自立した社会の一員として扱われる反面、「未成年者取消権」を喪失することとなり、消費者被害を受ける可能性が高まるおそれがある。

国の将来を担う若者は、地域の宝でもあり、若年者を消費者被害から守り、育てることは、国と地方が一体となって取り組む施策として、一層推進する必要があると認識している。

また、国においては、本年 2 月、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁が連携し「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、高等学校等における消費者教育の推進施策として、消費者庁作成の教材「社会への扉」を活用した授業を 2020 年度までに全国で実施するよう、地方に促しているところである。

更に、本年 3 月に変更された、消費者教育の推進に関する基本的な方針において、国における当面の重点事項として「若年者への消費者教育」が示された。

その一方で、今年度の地方消費者行政交付金の総額は大幅に減じられたところである。

これらを踏まえ、法改正による若年者の消費者被害を防止・救済するとともに、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成するため、次のことを要請する。

記

- 1 2022 年の法施行に向け、国民、特に若年者に対して、法改正に伴う課題やその対応策について十分に周知を図ること。
- 2 高等学校等における実践的な消費者教育を推進するため、外部講師の活用促進や教員等を対象とした指導者向け研修の充実を図ること。
- 3 「社会への扉」を活用した授業の実施等の取組及び地方の実情に応じた若年者向け消費者教育の取組に対して、交付金の総額確保はもとより補助率のかさ上げなど、積極的な財源支援措置を講じること。